

利根沼田家保だより2024



利根沼田農業事務所 家畜保健衛生課
(利根沼田家畜保健衛生所)
〒378-0031 沼田市薄根町 4412
電話 0278-24-3888



●「定期報告書」提出のお願い 期限迫る！

伝染病の発生予防や発生時の迅速なまん延防止対策を図るため、家畜を飼養する全ての方は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を群馬県知事あてに報告することが義務付けられています。未提出の方は期限内の報告をお願いします。

令和6年度から定期報告等の手続きが電子化に伴い、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用した手続きも可能となりました。

至急

提出期限：令和7年3月25日

※未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、指導の対象となり、家畜伝染病が発生し、殺処分した家畜の手当金について減額の対象となります。

●ランピースキン病について



令和6年11月6日以降、福岡県の19農場、熊本県の3農場でランピースキン病の発生が確認され、国内では累計230頭の発症が確認されました。自主淘汰等を進め、1月23日以降発症した牛は確認されていません。

感染した牛は、全身の皮膚の結節や水腫、発熱、泌乳量の減少などの症状を呈し、生産性に影響を及ぼします。本病は、牛伝染性リンパ腫と同様で主に、サシバエ等の吸血昆虫による機械的伝播や、感染した牛の移動により感染が拡大します。吸血昆虫のなかでも、個体数や吸血頻度が多いサシバエ対策が特に重要です。暖かくなる前の対策が効果的です。

[資料参照] ・ランピースキン病の感染拡大防止！

・春先に向けたサシバエ対策で牛を病気・ストレスから守りましょう！

これまで、ワクチン接種が実施された福岡県において、ワクチン接種が開始された日以降に生まれた牛や飼養された牛の牛肉は米国向けに輸出できませんでしたが、輸出再開について米国と、具体的手続きについて協議を行っているところです。協議を終え次第、輸出が再開されます。

本病は、届出伝染病であり、万が一発症した場合には当該牛の生乳出荷自粛や隔離が必要となることから、毎日の健康観察を徹底し、本病を疑う臨床症状を観察した場合には診療獣医師または家畜保健衛生所に連絡をお願いします。



発症牛の肢(多数の結節)

●家畜伝染病予防法第5条に基づく牛定期検査について



令和7年度の対象地域は、みなかみ町です。日程など詳細はで改めてお知らせします。

- (ア) 検査の種類：ヨーネ病
- (イ) 対象月齢：6か月齢以上（乳用牛と肉用繁殖牛）
- (ウ) 検査料金：1頭あたり700円

全ての牛飼養者は県外導入牛（検査対象牛は上記と同様）の導入時（県外牧場からの退牧を含む）にヨーネ病の検査が必要です。

導入予定が決まりましたら利根沼田家畜保健衛生所まで早めにご連絡をお願いします。

●浅間家畜育成牧場では毎月入牧を行っています



浅間家畜育成牧場では、新たな牛舎建設し、令和6年度から受託頭数が増やし、入退牧を毎月実施しています。ぜひご利用をよろしくお願いします。

入牧を検討されている場合は、令和7年度入牧希望頭数把握のため、別添の「浅間家畜育成牧場 預託希望頭数調査」に、現時点での入牧月毎の頭数（今後変更になってもかまいません）を記入のうえ、利根沼田家畜保健衛生所あてに提出をお願いします。



詳細については「入牧から退牧までの流れ」を確認ください。

●群馬県前橋市の養豚場で豚熱発生！対策の再確認を



令和7年1月、2月に前橋市の養豚場で豚熱が発生しました（国内95・96例目）。

発生農場周辺では、豚熱陽性イノシシが確認されており、農場周囲にはイノシシ痕跡や山林から農場内に入り出す獣道も確認され、環境中のウイルスが豚舎内に持ち込まれた可能性が考えられます。

イタチやテンも豚熱に感染したイノシシと同じヌタ場を利用しています。イタチやテンなどが体にウイルスを付着させ、農場内にウイルスを運ぶため、農場内環境中のウイルスを豚舎内に入れない対策が必要です。

また、春はイノシシの活動に合わせて感染リスクが高まります。移行抗体やワクチンですべての豚を防御することは出来ません。引き続き、適切なワクチン接種とともにウイルスの持ち込み防止対策にご留意ください。

イノシシ・イタチ・テンなどは同じヌタ場を利用



農場へ出入りする全ての人・車両等の防疫対策

- ・ 専用衣服・長靴の着用徹底
- ・ 特に離乳舎での対策は厳重に行う
- ・ 防疫対策は全ての従業員、農場へ出入りする業者も徹底



野生動物・野鳥等の侵入防止対策

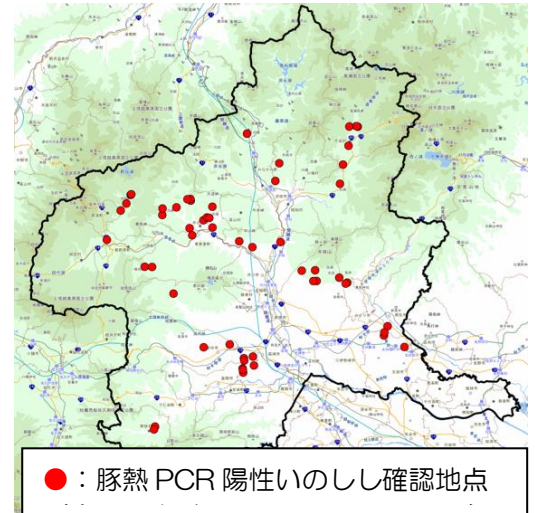
- ・ 農場内、農場周囲の草刈り、伐採で隠れ場所を撤去
- ・ 農場周囲にヌタ場や獣道がないか確認
- ・ 防護柵や防鳥ネットの破損がないか確認

●野生いのししの豚熱検査状況と対策の徹底



令和6年度4月1日から3月6日までの野生いのししの豚熱検査頭数と陽性頭数は下表のとおりです。県内全体の陽性率は5.0%ですが、利根沼田管内では陽性率が13.9%と、依然として他の地域より高く、特に片品村(14.7%)、みなかみ町(25.0%)の陽性率が高くなっています。県内各地で豚熱陽性いのししが確認されており、どこに豚熱陽性いのししがいてもおかしくありません。

野生動物の侵入は病原体の持ち込みの最大のリスクです。防護柵周囲や農場内の整理整頓を行い、農場に野生動物が近づきにくくなるよう、対策をお願いします。



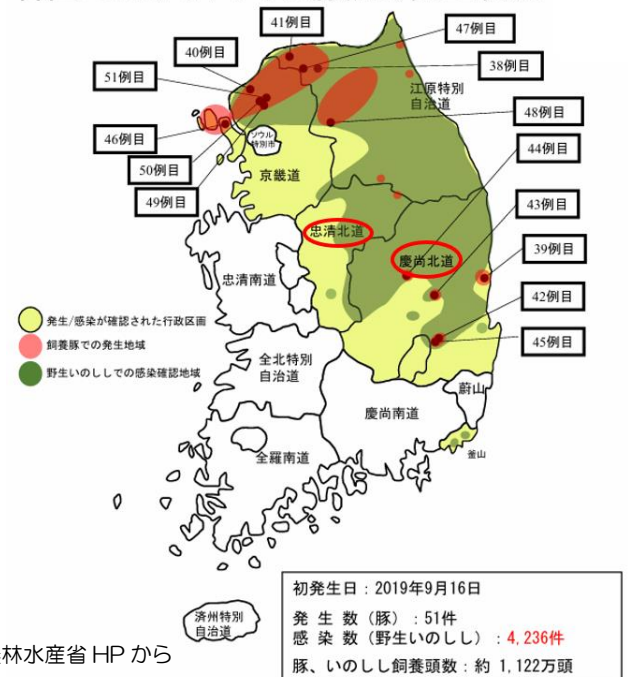
捕獲地域	検査頭数(頭)	陽性頭数
利根沼田	72 (沼田市 26、片品村 34、みなかみ町 12)	7 (沼田市 2、片品村 5、みなかみ町 3)
中部	178	9
西部	319	14
吾妻	313	21
東部	308	6

●アフリカ豚熱の国内への侵入リスクは極めて高い状況です！



韓国では継続的にアフリカ豚熱が発生しています。令和7年1月にも京畿道の飼養豚で2件、令和7年3月には忠清北道と慶尚北道(右地図○)において野生イノシシの発生が確認されています。また、東アジアでアフリカ豚熱の発生がないのは日本と台湾のみであり、旅行客が回復してきた中、アフリカ豚熱の日本国内への侵入リスクは極めて高い状況です。アフリカ豚熱ウイルスは死体中で数か月生存可能、消毒薬が効きにくい、ワクチンが無い等の理由から、感染が確認された場合は周辺農場の飼養豚を予防的に殺処分する可能性があり、豚熱とは対応が異なります。農場への侵入防止対策には「飼養衛生管理基準の遵守徹底」以外ありません。定期的に、農場の防疫体制を見直していただきますようお願いいたします。

韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況



農林水産省 HP から

(R7.3.10時点)

●鳥インフルエンザに引き続き最大限の警戒を！



今シーズン、養鶏場における高病原性鳥インフルエンザは、現在までに14道県51事例発生し、約932万羽が殺処分されました。養鶏場での発生は2月1日以降確認されていません（3月13日時点）が、野鳥では、カラスなどで感染が確認されています。また、渡り鳥の北帰行が始まり、渡り鳥の移動に伴い、関東ではこれから5月頃まで最大限の警戒が必要です。対策の継続をお願いします。

人・物・車両の入出時対策

- ・ 衛生管理区域専用の衣服や靴の使用
- ・ 着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保
- ・ 適切な車両消毒、手指消毒の実施
- ・ 家きん舎ごと専用の靴の使用



野生動物・野鳥等の侵入防止・誘引防止対策

- ・ 畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕
 - 特にネコ、イタチ、カラス等の侵入防止
- ・ ねずみ・害虫の駆除
- ・ 鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置
- ・ 餌置き場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理



●家畜排せつ物の発生・管理状況の記録をお願いします。

（対象畜種：牛、豚、鶏、馬）

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第3条第2項で「畜産を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならない。」こととされています。その管理基準の中で「家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法、処理の方法別の数量について記録を行う」ことが定められています。

詳細は添付したリーフレット「家畜排せつ物法の管理基準と記録について」をご覧ください。リーフレット裏面の様式が記録用紙として利用できます。また、酪農家の方は、毎日記録している「生乳生産管理チェックシート」の最終ページに同じ様式がありますので、ご活用ください。

●別添文書をご確認ください

- ・ 家畜排せつ物法の管理基準と記録について（牛、豚、鶏、馬飼養者、関係者のみ）
- ・ 春先に向けたサシバエ対策で牛を病気・ストレスから守りましょう！（牛飼養者、関係者のみ）
- ・ ランピースキン病の感染拡大防止！（牛飼養者、関係者のみ）
- ・ 入牧から退牧までの流れ（乳用牛飼養者、関係者のみ）
- ・ 浅間家畜育成牧場 預託希望頭数調査（乳用牛飼養者、関係者のみ）

◆既に廃業された方に本日よりが届きましたら、

お手数ですが当所までご一報下さい◆

利根沼田家畜保健衛生所

〒378-0031 沼田市薄根町4412

TEL 0278-24-3888 FAX 0278-24-3889

（夜間・休日の電話は転送されます。）